

## 既存建物を利用して事業を始められる方へ事前相談のご案内

次のような場合、事前に消防署へ相談してください

- テナントに入居し店舗等を開業する場合
- 空き家を利用し店舗等を開業する場合
- 建物の増築、改築、間仕切り変更をする場合
- 建物の用途を変更する場合
- 複数の建物を接続する場合

消防用設備等（自動火災報知設備やスプリンクラー設備など）の設置が必要となる場合があります、重大な消防法令違反となったり、テナントの場合はオーナーとのトラブルが生じることが考えられます。

※建築確認申請が不要なものであっても、消防法や火災予防条例で規制される場合があります。

また、営業開始以降に消防用設備等を設置する場合、経済的に大きな負担が生じることもありますので、必ず管轄する消防署に事前相談を行ってください。